

# マイナンバー制度が始まります

## 個人番号の通知は 10 月から簡易書留で

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。マイナンバー（個人番号）は、住民票があるすべての方を対象に付番される 12 桁の番号です。平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の分野の手続きなどで使用します。

10 月から住民票の住所に世帯ごと、マイナンバーの通知カードが順次届きます。正確な住所登録をお願いします。



マイナンバー

市民課  
☎995-1812

### 1 10月から

住民票の住所に通知カードが届きます

### 2 通知カードが届いたら

同封の申請書で個人番号カードの交付の申請ができます

### 3 平成28年1月から

個人番号カードが受け取れます  
さまざまなサービスが利用できます

## 住民票があるすべての方が対象！

住民票の住所に世帯ごとに、マイナンバーの通知カードを簡易書留で送付します。通知カードは大切なものです。捨てずに保管してください。

- 住民票の住所の変更などが済んでいない方、集合住宅などで居室の番号を登録していない方は、速やかに市民課や各支所で手続きをしてください。
- 郵便局で住所変更手続きなどが済んでいない方は、早めに手続きをしてください。
- 東日本大震災による避難者や入院中・入所中の方などやむを得ない理由で、住民登録地で通知カードを受け取れない方は、手続きをすると居所で受け取ることができます。

### マイナンバーは全員に付番

日本国内の住民票があるすべての人に通知される、12 桁の番号です。個人が特定されないよう、住所や生年月日と関係ない番号が割り当てられます。中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

### 来年 1 月から使用開始

平成 28 年 1 月から、法律で定められた手続きのみで使用されます。社会保障・税・災害対策の分野の手続きでマイナンバーが必要になります。例えば、児童手当の申請や確定申告の際に必要です。勤務先や保険会社、金融機関から提示を求められる場合があります。



◀マイナンバー広報用ロゴマーク  
愛称「マイナちゃん」

### メリットは…？

複数の機関がもつ個人の情報が、同一人の情報であることを確認しやすくなります。

#### ●公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの需給状況を把握しやすくなります。負担を不正に免れたり、不正受給を防止したりするのに役立ち、本当に困っている方にきめ細やかな支援ができます。

#### ●市民の方の利便性の向上

年金や福祉の申請時に必要な書類が減ります。行政手続きが簡易になり、市民の方の負担が軽減されます。

#### ●行政の効率化

行政機関などでの複数の業務の連携が進みます。情報照会や入力などに費やす手間が大幅に削減され、作業の時間が短縮されます。

## 個人番号カードの受け取りは 来年 1 月から

平成 28 年 1 月から、通知カードとは別に希望する方に「個人番号カード」を交付します。身分証明書としての使用や今後始まる住民票のコンビニ交付など、さまざまなサービスを使用することができます。



通知カードに同封される申請書に必要事項を記入し、郵送で手続きしてください。手数料はかかりません。パソコンやスマートフォンなどでも申請できます。

### 通知カードと個人番号カードの違いは？

#### 通知カード

- 10 月からすべての方に配布し、マイナンバーを通知するものです。
- 個人番号カードの交付申請やマイナンバーの確認に使用します。
- 身分証明書としては使用できません。

材質／紙

記載事項／マイナンバー（個人番号）、氏名、住所、生年月日、性別

#### 個人番号カード

- 平成 28 年 1 月から、希望する方の申請を受けて、交付するものです。
- マイナンバーの確認、e-TAX の電子申請、身分証明書、コンビニ交付などに使用できます。

材質／プラスチック（IC カード）

記載事項／マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、そのほか各種サービスに必要なもの

その他／住基カードは有効期限まで使用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。

★カードは大切に保管してください。

## 個人情報の漏えいが心配…。 国に個人情報を集中管理されるのでは？

マイナンバーを使用できるものは法で定められています。それ以外の使用・収集・保管は禁止されています。また、適正に管理されているかを第三者機関が監視・監督します。法に違反した場合の罰則を強化しています。

個人情報はこれまでと同じように各行政機関がそれぞれ管理します。法で定められた目的で必要な場合のみ、情報の照会・提供を行う分散管理を行うので、特定の機関に集約されることはありません。希望する方は、どのように使用されたかを閲覧することができます。平成 29 年 1 月から情報提供等記録開示システム「マイナポータル」が稼働し、インターネットで手軽に確認できるようになります。

また、個人番号カードの IC チップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

### 民間事業者の方もマイナンバーを扱います

健康保険や厚生年金の手続き、源泉徴収の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

また、法人には 13 桁の法人番号が指定されます。10 月から登記上の所在地に通知書を送付します。

#### ●制度が始まるまでに次の準備をお願いします。

- ・人事・給与などのシステムのマイナンバーへの対応
- ・マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討
- ・マイナンバーを適切に扱うための従業員研修や社内規定づくり

### マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター  
**0570-20-0178**

時間／9:30 ～ 17:30 ※土日・祝日を除く

- IP 電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合

▶ 050-3816-9405

- 外国語での対応を希望する場合

▶ 0570-20-0291

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応します。